

# 山梨県公報

第二千二百六十二号

平成二十四年

九月二十日

木曜日

## 目次

保安林の指定	五一九
道路の供用開始	五一九
都市計画事業の事業計画の変更認可	五一九
収納代理金融機関の指定の一部改正	五二〇
公告	五二〇
基準地の標準価格	五二〇
基本測量の実施	五二〇
開発行為に関する工事の完了について	五二〇

## 告示

**山梨県告示第三百二十八号**  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十四年九月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 保安林の所在場所  
笛吹市一宮町坪井字上見瀬尾一五九一・一五九三・一五九四(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。)、一五九〇の五、一五九七、字南西田一三七七の二・一三七九の二(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)、一三七八
- 二 指定の目的  
公衆の保健
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年十月十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十四年九月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四一号	北杜市須玉町若神子字小林三二四九番の一地先から北杜市須玉町若神子字小林三二四九番の一二地先まで	九・五	平成二十四年九月二十日

### 山梨県告示第三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十四年九月二十日

山梨県知事 横内正明

一 施行者の名称  
西桂町

二 都市計画事業の種類及び名称  
富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道

三 事業施行期間

平成七年七月十七日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成七年山梨県告示第三百九号、平成十二年山梨県告示第五百二十一号、平成十六年山梨県告示第五百七十六号、平成十八年山梨県告示第二百二十二号、平成十九年山梨県告示第百八十一号及び平成二十二年山梨県告示第百二十九号の事業地に西桂町大字小沼字上町及び字柳溝の一部を加え、同事業地のうち大字小沼字本町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第三百三十一号

収納代理金融機関の指定（平成二十年山梨県告示第四百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十日

山梨県知事 横内 正明

表取扱店舗の欄を次のように改める。

株式会社ゆうちょ銀行の店舗、日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務を行うものに限る。）及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務を行うものに限る。）（山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在する店舗、営業所及び簡易郵便局に限る。）

公 告

● 基準地の標準価格

国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条第一項の規定により、平成二十四年七月一日における基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、山梨県企画県民部企画課において関係図書を縦覧に供する。

平成二十四年九月二十日

山梨県知事 横内 正明

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十四年九月六日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。  
平成二十四年九月二十日

山梨県知事 横内 正明

- 一 作業種類 基本測量（湖沼湿原調査）
- 二 作業期間 平成二十四年九月二十日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域 南都留郡富士河口湖町の一部（西湖地区）
- 四 作業概要 湖沼調査（測深作業）

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年九月二十日

山梨県知事 横内 正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
南都留郡富士河口湖町船津字東見返し六一二、六一三、六一四の二、六一五の二、六一二一の一、六一二一の二、六一二一の三、六一二四、六一二五、六一二六、六一二八の一、六一二八の三、六一二八の四及び六一二九の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南都留郡道志村一万千二百五十番地 株式会社加藤電器製作所 代表取締役 加藤正芳